

リネン布による放射性物質付着調査報告書

2014年5月22日

たまあじさいの会

概要：

被控訴人は、準備書面（9）で、控訴人の放射能調査結果を「福島原発から直接飛来した放射性物質ではないと断言できる明確な論拠、証拠を提出していない。」旨の主張を随所で繰り返してきた。

しかし、すでに控訴人準備書面で、何度も述べてきたように、（たとえば控訴人第11準備書面10ページ以降）「控訴人らの提示したデータは、周辺の放射能汚染は本件処理施設からの排ガスが原因であることを示している」ことを論理的に明確な証拠に基づいてこれで十分なまでに示してきた。

それにもかかわらず、被控訴人が準備書面（9）でそのようなことを中西の陳述書甲278号証の2ページ一行目でなど様々なところで「確たる証拠がないで」などと述べている。

そこで念のために、エコセメント化施設周辺の放射能汚染が、福島原発由来でなく本件処理施設からの排ガスが原因であることが決定的であることをエコセメント化施設近接の空間に浮遊している粉じんを捉えることにより明らかにその粉じんに放射性セシウムが捉えられた調査報告を以下に示す。

被控訴人が自ら最も確実に汚染がわかる地表面の放射能土壌調査（5点法）もせずに空間線量率だけでデータで、これまでこだわってきたことが、いかにこれまでのエコセメント化施設からの公害を隠そうとしたかが容易にうかがえる。

調査目的：

直接エコセメント化施設近辺の大気中に浮遊している粉じんをリネン（麻布）に付着することでエコセメント化施設稼働による周辺への大気中の放射能汚染を確認する。

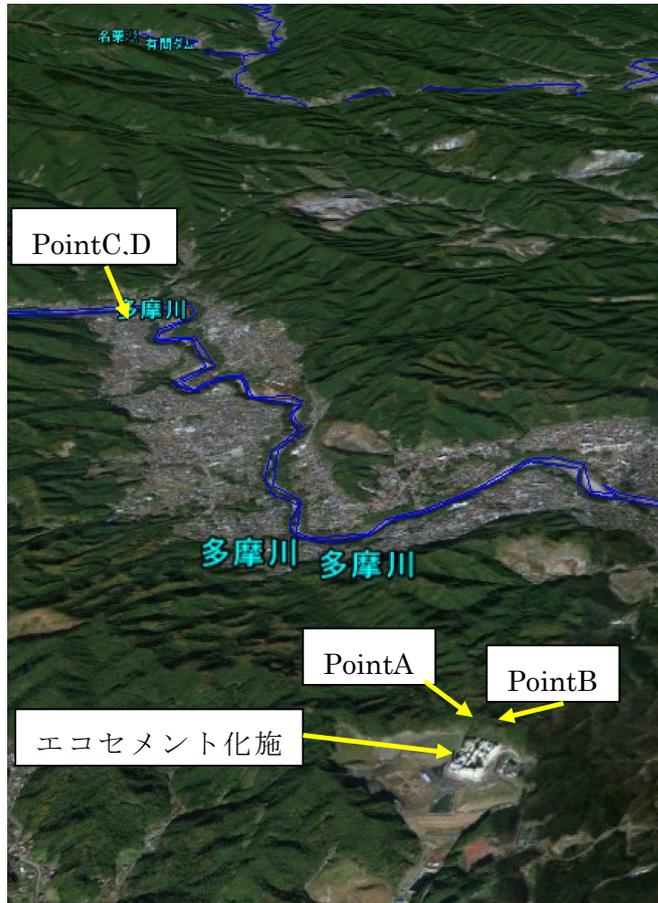
調査方法：エコセメント化施設近辺の大気中に浮遊している粉じんを付着させるため地表面より高い場所にリネン（麻布）放置し、放射性セシウムが付着しているかをGE半導体測定器で計測する。

測定ポイント：測定ポイントは、下図に示すように、

- ・エコセメント化施設北側尾根道（Point A）
- ・エコセメント化施設北側尾フェンス（Point B）

バックグラウンドとして

- ・エコセメント化施設から5.6km離れた住宅のフェンス（Point C）
- ・エコセメント化施設から5.6km離れた住宅の室内（Point D）



リネン A : エコセメント化施設北側尾根道



リネン B : エコセメント化施設北側尾フェンス



リネン C : 青梅市柚木フェンス



リネン D : 青梅市柚木室内

測定期間 (暴露期間) : 2014年3月23日から4月5日の14日間 (2週間)

期間中の天候（降雨量）：大気中の粉じんは、降雨によっても捕捉され、リネンに付着するので、
リネン暴露期間中の青梅アメダスの降雨量を下表に示す。

青梅アメダス	降水量(mm)
3月27日	2
3月30日	6.5
4月3日	23
4月4日	8.5
合計降雨量	40

測定機関：ちくりん舎（NPO 法人市民放射能監視センター）

測定装置：ゲルマニウム半導体測定器

測定結果：

単位:Bq/kg	セシウム 137	検出下限値	セシウム 134	検出下限値
リネン A	7		ND(2)	2
リネン B	6		ND(1)	2
リネン C	ND	2	ND	3
リネン D	ND	2	ND	2

これを、リネンの面積と重量から、 Bq/m^2 の単位に換算すると以下ようになる。

単位:Bq/m ²	セシウム 137	検出下限値	セシウム 134	検出下限値
リネン A	1		ND(0.2)	0.3
リネン B	1		ND(0.1)	0.3
リネン C	ND	0.3	ND	0.4
リネン D	ND	0.3	ND	0.3

調査結果： エコセメント化施設隣接の設置したリネン（麻布）からは、放射性セシウムが検出されたが、バックグラウンドとして、エコセメント化施設から遠く離れた（5.6 km）住宅のフェンスとその室内に設置したリネンからは、不検出であった。このことから、エコセメント化施設隣接の設置したリネン（麻布）は、エコセメント化施設から排出される 1 日当たり約 20kg の粉じんを捉えており、放射性セシウムが検出されたことで、エコセメント化施設から明らかに放射性物質が放出されていることが確認できた。

そのことで、これまで控訴人が主張してきたエコセメント化施設周辺への放射能汚染が立証できた。